与　沢 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°12′Ｅ140°25′ 茨城県小美玉市	1,206	1.5	な　し	ＹＺＥ	24時間	令和７年９月４日	与沢ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
隠　岐 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°10′Ｅ133°19′ 島根県隠岐郡隠岐の島町	1,116	1.5	な　し	ＯＩＥ	24時間	昭和59年３月15日（平成25年３月７日から供用再開）	隠岐ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
出　雲 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ35°25′Ｅ132°54′ 島根県出雲市斐川町	1,168	1.5	な　し	ＸＺＥ	24時間	昭和56年９月３日	出雲ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

隠　岐 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°10′Ｅ133°19′ 島根県隠岐郡隠岐の島町	1,116	1.5	な　し	ＯＩＥ	24時間	昭和59年３月15日（平成25年３月７日から供用再開）	隠岐ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
白　兎 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ35°25′Ｅ132°53′ 島根県出雲市斐川町	1,128	1.5	な　し	ＴＨＥ	24時間	令和７年１月23日	白兎ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
出　雲 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ35°25′Ｅ132°54′ 島根県出雲市斐川町	1,168	1.5	な　し	ＸＺＥ	24時間	昭和56年９月３日（令和７年１月23日から令和７年５月14日まで供用休止）	出雲ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

附　則

この告示は、令和七年八月七日から施行する。ただし、第一項の表与沢ＶＯＲ項を加える改正規定及び百里ＶＯＲ項の改正規定並びに第四項の表与沢ＤＭＥ項を加える改正規定は、令和七年九月四日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項及び第十三項、第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条並びに第九十六条第五項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示等の一部を改正する告示

（航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部改正）

第一条　航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
航空交通管制区、航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏を次のように指定する。 1　航空交通管制区　次に掲げる空域のうち航空交通管制圏以外のもの A　次表左欄に掲げる空港等の同表右欄に掲げる標点を中心とする半径36kmの円内の区域の直上空域で地表又は水面から200m以上のもの（北緯45°45′の線の北側にあるもの、N44°	航空交通管制区、航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏を次のように指定する。 1　航空交通管制区　次に掲げる空域のうち航空交通管制圏以外のもの A　次表左欄に掲げる空港等の同表右欄に掲げる標点を中心とする半径36kmの円内の区域の直上空域で地表又は水面から200m以上のもの（北緯45°45′の線の北側にあるもの、N44°